

○八女西部広域事務組合職員の管理職手当支給規則

(昭和52年10月1日 規則第1号)

改正 平成9年4月4日規則第2号

平成11年9月3日規則第1号

平成19年3月30日規則第1号

平成20年10月1日規則第2号

平成21年3月31日規則第1号

平成25年5月24日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合職員の給与に関する条例(昭和48年条例第15号)第3条の規定に基づき、管理職手当(以下「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員の範囲及び手当の額)

第2条 手当の支給を受ける管理職員の範囲は次のとおりとし、手当の額は、月額51,800円の額とする。

(1) 事務局長

(手当の支給)

第3条 手当は、職員が前条に該当する管理職員となった日から支給し、該当しなくなった日から支給しない。ただし、勤務した日数が15日に満たないときは日割計算により支給し、月の初日から末日までの全日数を勤務しなかったときは支給しない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年9月1日から適用する。
- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第2条に規定する職員の管理職手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する支給割合から100分の1を減じて得た支給割合とする。
- 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における第2条に規定する職員の管理職手当の支給割合は、同条の規定にかかわらず、同条に規定する支給割合から100分の1を減じて得た支給割合とする。

附 則(平成9年4月4日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年9月3日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年9月1日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八女西部広域事務組合職員の管理職手当支給規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八女西部広域事務組合職員の管理職手当支給規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。